

議案第130号

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（感染症防疫作業に従事するフルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第6条の2 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第15条の次に次の1条を加える。

（感染症防疫作業に従事するパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第15条の2 給与条例第10条に規定する作業に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条に規定する額を感染症防疫作業手当に相当する報酬として支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。